

Q13

全額保護される決済債務とはどのようなものですか。

Ans.

① 決済債務とは、法令によれば、農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引^(注1) に関し農水産業協同組合が負担する債務^(注2) と定義されています。

例えば、農水産業協同組合が破綻前に顧客から振込の依頼を受けているものの、顧客から受け入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務がこれに該当します。

(注1) ①為替取引、②手形交換所において決済をすることができる手形、小切手等の提示に基づき行われる取引、③農水産業協同組合が自己宛に振り出した小切手に係る取引、と規定されています。

(注2) ①金融業を営む者（※参照）以外の者の委託に起因するもの、②農水産業協同組合が業として行う取引以外の取引に起因するもの、③金融業を営む者が業として行う取引以外の取引に基づくものであって、当該者の委託に起因するもの、④農水産業協同組合が自己宛に振り出した小切手に係る取引に起因するものと規定されています。

- ※金融業を営む者
- 農水産業協同組合
 - 銀行法に規定する銀行
 - 長期信用銀行法に規定する長期信用銀行
 - 信用金庫
 - 信用組合
 - 労働金庫
 - 信金中央金庫
 - 全国信用協同組合連合会
 - 労働金庫連合会
 - 商工組合中央金庫

② 具体例としては、顧客が15時以降にATMで振込を行う場合、実務上当日は当該農水産業協同組合の別段貯金ないし仮受金等で経理しておき、先方への実際の振込手続は翌営業日扱いとするなど、当日中には取引が完了していない状態のものがあげられます。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に戻金金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及